

# 平成26年度税制改正の概要 (地方法人課税の偏在是正関係)

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

### [地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
  - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
  - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に還元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

## 地方法人課税の偏在是正についての地方団体の主な意見

### 【東京都「『都市と地方の財政力格差是正論』」への反論」（平成25年11月1日）（抜粋）】

- 法人事業税の暫定措置は、当初の約束通り撤廃し、地方税として復元すべき。
- 法人住民税の一部を国税化して、交付税原資とすることは、地方の自立につながらないことから反対。

### 【特別区長会「地方財源の拡充に関する要請書」（平成25年10月31日）（抜粋）】

- 平成20年度税制改正では、地方間の財源調整の手段として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。このような対応は厳に慎まなければならない。
- 法人住民税の一部を国税化し、交付税原資化することは地方税を充実するという地方分権の進展に逆行。
- 地方の財源拡充の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

### 【愛知県知事「総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」について」（平成25年10月30日）（抜粋）】

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は即時に廃止して地方税に復元すべき。
- 法人住民税法人税割の国税化についても、本県としては反対。

### 【愛知県内9市長「地方法人課税のあり方等に関する要望書」（平成25年11月6日）（抜粋）】

- 地方団体における財政力格差については、地方税財源を拡充した上で、なお不足する財源については、交付税の財源である国税五税の法定率の引き上げなど、交付税制度の抜本的な改革により是正すること。
- 法人市民税は、地方団体の継続的な経営努力による地方固有の基幹税であり、現行どおりとすること。

### 【四国知事会「税源の偏在性是正策の確実な実現に関する緊急提言」（平成25年11月18日）（抜粋）】

- 地方消費税の引上げと景気回復による地方法人二税の税収増で、税源偏在・財政力格差が現状よりもさらに拡大。特に財政力の弱い団体にとっては、極めて深刻。
- 地方税の充実・強化を図るためにも、税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する措置を講じることが必要不可欠。
- 偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべき。

## 総務大臣・六団体会合

1. 開催日時：平成25年11月27日(水)

2. 議題：地方税制改正について(地方法人課税、車体課税等)、  
地方財政対策について

3. 出席者：

- ・ 新藤 総務大臣
- ・ 関口 総務副大臣
- ・ 伊藤 総務大臣政務官
- ・ 自治税務局長
- ・ 自治財政局長
- ・ 山田 全国知事会会長(京都府知事)
- ・ 森 全国市長会会長(長岡市長)
- ・ 藤原 全国町村会会長(長野県川上村長)
- ・ 水本 全国都道府県議会議長会会長(香川県議会議長)
- ・ 佐藤 全国市議会議長会会長(横浜市議会議長)
- ・ 蓬 全国町村議会議長会会長(香川県直島町議会議長)

### [地方団体側の主な発言－地方法人課税関係－]

- 地方法人特別税は、導入の際に知事会全体一致で反対させていただいたところ。地方法人特別税を廃止等した上で、法人住民税を交付税原資化するという原則を守っていただきたい。(全国知事会)
- 地方交付税によって偏在是正を行うためには、総額の十分な確保が不可欠である。法人住民税の交付税原資化の一方で別枠加算を廃止することは地方へのつけ回しである。(全国知事会、全国市長会)
- 法人住民税の交付税原資化は、全額が地方に配分されるようにすべき。また、企業誘致に努めてきた地方団体の努力や、行政サービスの停滞を招かないことに配慮していただきたい。(全国町村会)
- 地方法人課税については、地方によって様々な意見がある。丁寧に説明をしていただき、多くの理解が得られるようにしていただきたい。(全国都道府県議会議長会)

## 平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

### [消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

#### 1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[ ]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [ 6.0%] → 3.2% (△1.8%) [ 4.2%]  
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

#### 2. 地方法人税(仮称)の創設

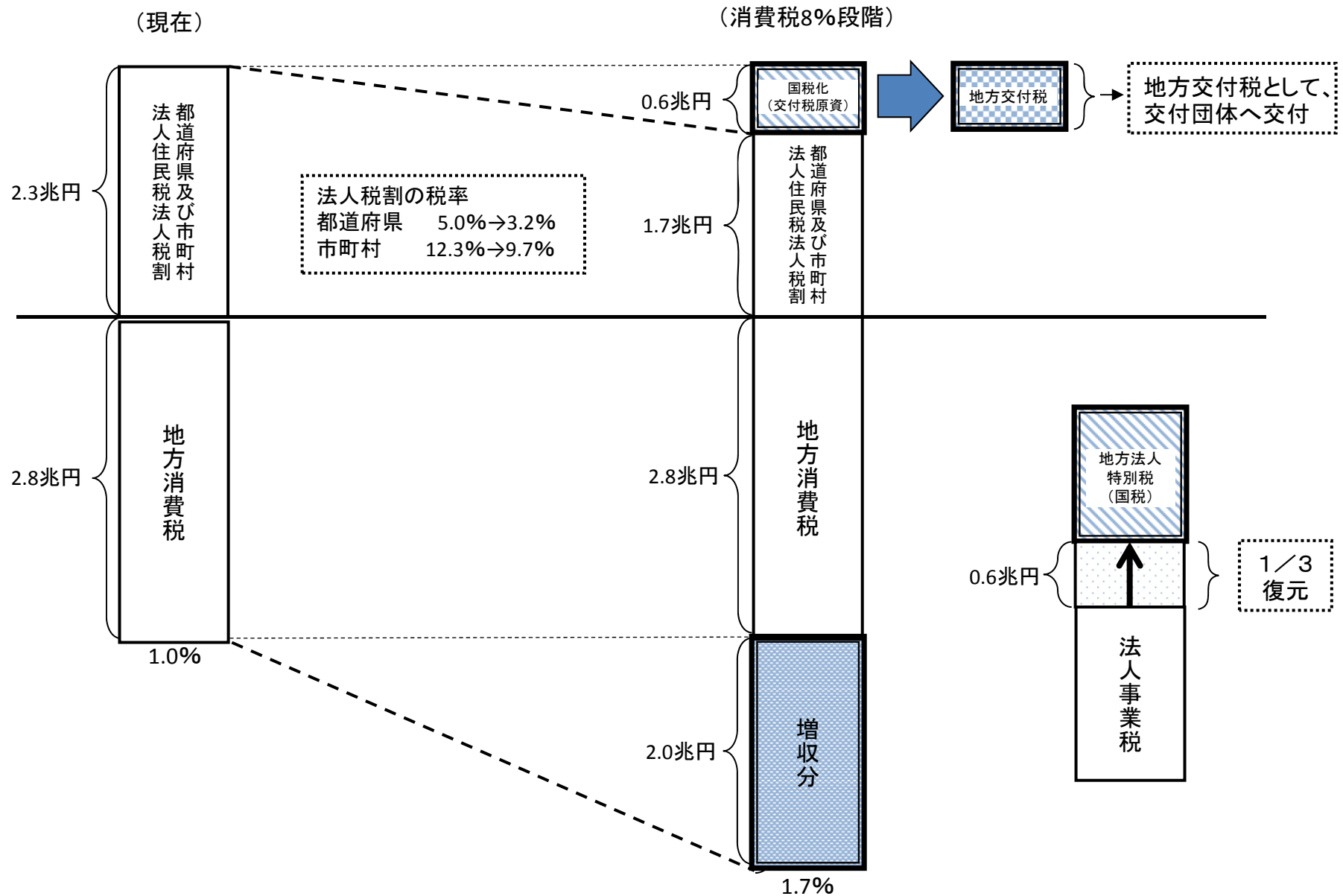
- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

### [消費税率10%段階]

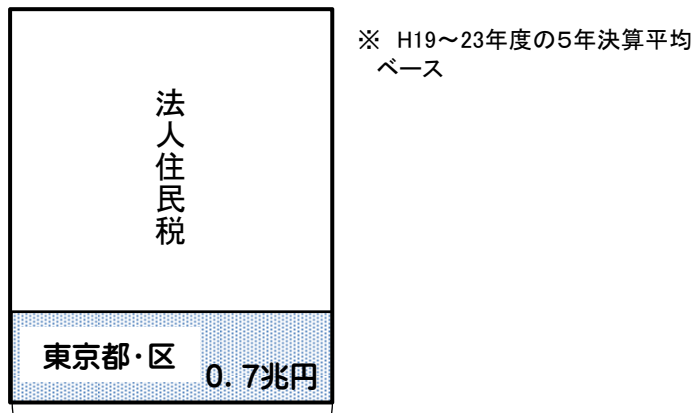
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

# 法人住民税法人税割の交付税原資化について（案）

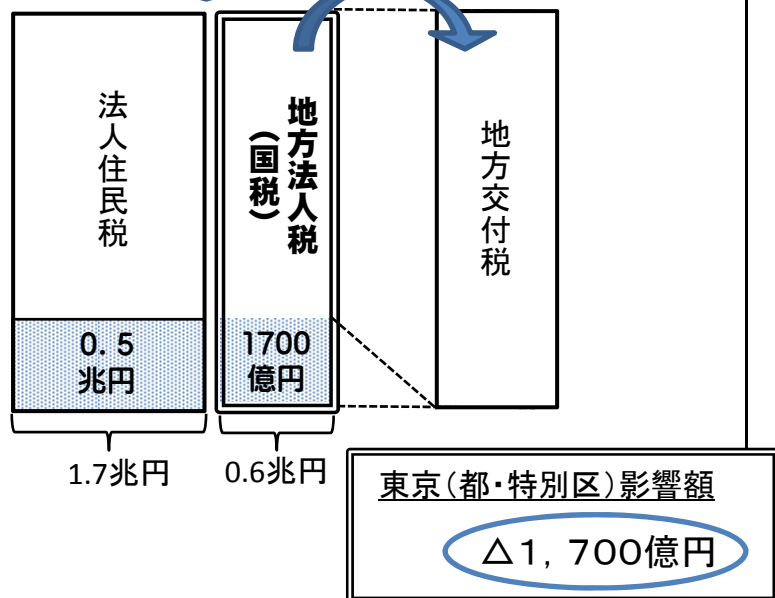


# 法人住民税の交付税原資化及び地方法人特別税の見直し(案)

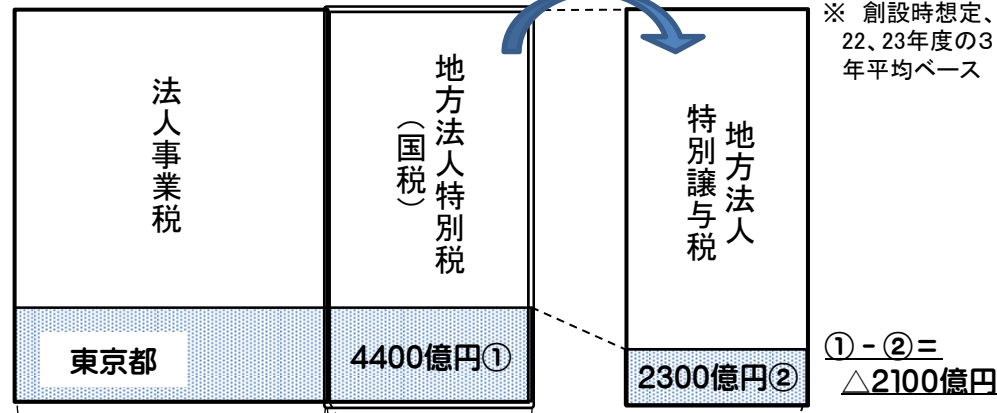
## 法人住民税の交付税原資化



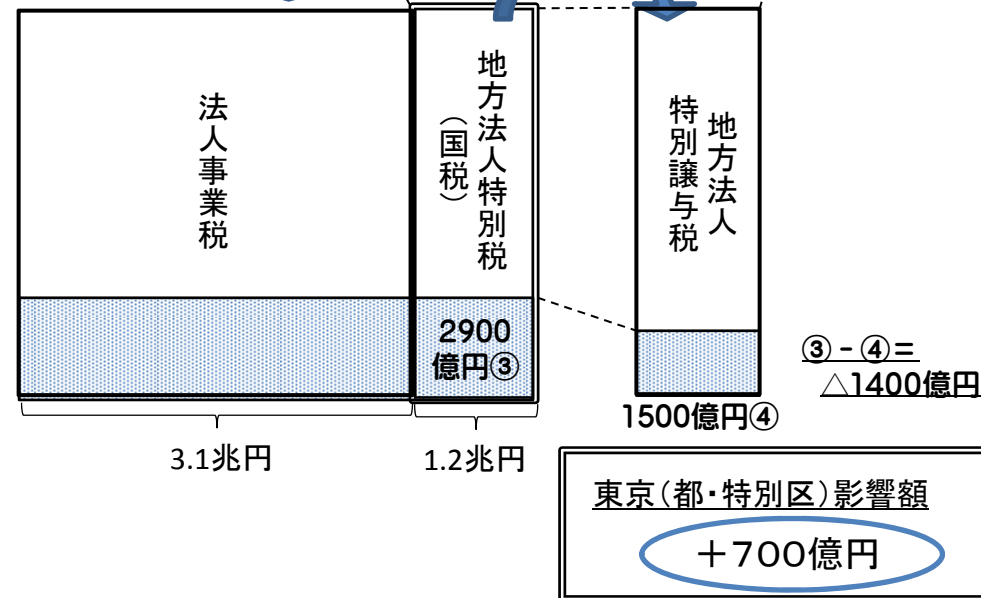
(改正案)



## 地方法人特別税・譲与税



(改正案)





## <地方法人税のイメージ>

